

おうちで
作って
あそぼう



糸でんわを作ろう



問合せ 多世代交流学習館 ☎991-2338

準備するもの

- ・紙コップ2個
- ・たこ糸3mくらい（適当な長さ）
- ・つまようじ1本
- ・はさみ
- ・マジックやシール（かざり用）
- ・セロテープ
- ・穴をあけるもの（コンパスなど）

1

かみ紙コップに
マジックやシールで
もようを付ける



好きなシールを貼ったり、絵を描いたり、かわいくアレンジするのイイね!

AKB48 チーム8
埼玉県代表 高橋彩音



2

かみ紙コップの底の中心に
コンパスの針などでたこ糸が
通るくらいの穴をあける



3

かみ紙コップの外側から
たこ糸を通して半分折った
つまようじに結び付ける



4

糸を引っ張って、
紙コップの底に
セロテープで固定する。



5

反対側も
同じように作る



6



応用編 4人で遊ぶ



糸でんわ

<糸でんわを使うときのポイント>
話をするときには、糸をピンと張って話そう!

もう1セット糸でんわを作り、糸の途中に結び付ける

松伏町公式



動画チャンネル

since2017

チャンネル
登録
よろしくね!



松伏町では、YouTubeに松伏町公式動画チャンネルを開設し、松伏町の魅力がギュッと詰まったPR動画をはじめ、外出自粛をうけて、ストレス軽減等をはかるための「まつぶしステイホームプロジェクト（まつぶしSHP）」などの各種動画を公開しています。今後も様々な動画を掲載していきますので、気分転換にぜひご覧ください。

URL : <https://www.youtube.com/channel/UCZ1j5XigmatBWI8VpAMKrcg>



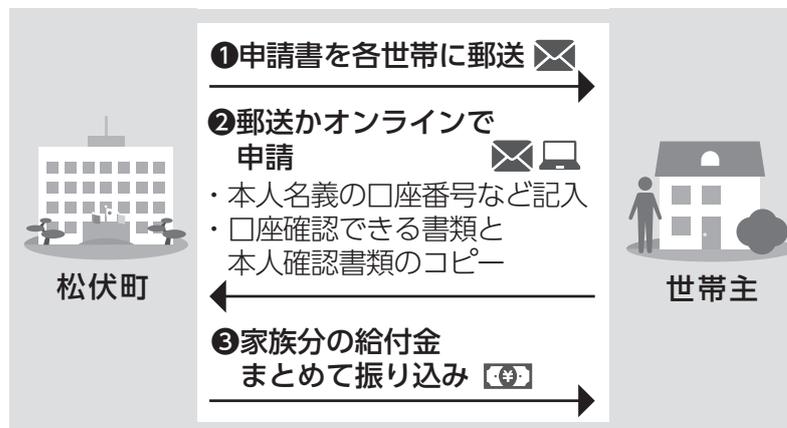
郵送申請開始 特別定額給付金

問合せ 企画財政課
特別定額給付金受付窓口 ☎971-7703

申請期間 ～8月31日(月)当日消印有効

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う家計への支援のため、「特別定額給付金」の支給を開始します。

申請手続きの流れ



▶ 給付対象者

令和2年4月27日現在、松伏町に住民登録がある方

▶ 申請・受給者

給付対象者の属する世帯の世帯主

▶ 給付額

給付対象者1人につき10万円

《郵送申請方式》

・5月22日付けで世帯主の方あてに特別定額給付金申請書を送付しました。同封の申請書に記載されている内容を確認し、給付金の振込口座等を記入してください。給付金は原則、申請者の本人名義の銀行口座にお振込みします。

※申請書には、あらかじめ、家族全員の氏名や生年月日が印刷されており、世帯として受け取れる合計金額がわかるようになっています。

・同封の返信用封筒に、次の書類を同封し、返送してください。

①特別定額給付金申請書

②世帯主の本人確認ができる書類のコピー(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)

③世帯主名義の通帳又はキャッシュカードのコピー

▶ 給付までの流れ

申請内容を確認後、支給決定通知を送付します(振込予定日は決定通知書に記載します)。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「郵送」又は「オンライン」での申請にご協力をお願いします。

《オンライン申請方式》

5/11～受付中

・世帯主がマイナンバーカードを所有している場合、マイナンバー制度の専用サイト「マイナポータル」でオンライン申請をすることができます。

・マイナポータルの特別定額給付金の申請画面から、世帯主及び世帯員の情報並びに振込先口座情報を入力した上で、振込先口座の確認書類の写真をアップロードしてください。

・申請者の本人確認ができる書類は必要ありません。

給付金を装った詐欺にご注意を！

「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください。

役場や県・国の職員などが次のことを行うことは絶対にありませんので、不審なメールや電話などには十分ご注意ください。

▲電話で金融機関の口座番号や暗証番号などの個人情報を問い合わせること

▲ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすること

▲受給にあたり、手数料の振込みを求めること

▲メールで手続きをお願いすることや手数料などの振込を求めること

▲「LINE」での友だち登録や手続きをお願いすること

ご自宅や職場に町役場や県・国の職員などをかたった電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、役場や最寄りの警察署にご連絡ください。

手続不要 子育て世帯への臨時特別給付金

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

子育て世帯の生活を支援するために、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人あたり1万円を支給します。支給を受けるにあたって申請は不要です。

※ただし、公務員は、所属庁(勤務先)が支給対象者であると証明した上で、本人がすこやか子育て課に申請してください。支給を希望しない場合は、すこやか子育て課にお電話ください。辞退用紙を送付しますので、6月15日(月)までに提出してください。

▶**支給対象者** 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の本則給付(児童1人あたり月額1万円又は1万5千円)を受給している方

▶**対象児童** 児童手当の令和2年4月分の対象となる児童

※ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

▶**給付額** 対象児童1人につき1万円 ※7月までに対象の方へ支給します。

※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、令和2年12月末までに、児童手当の振込指定口座の変更手続等をお願いします。

手続等が行われない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されません。

※当該口座の変更等に支障がある場合は、すこやか子育て課までお問い合わせください。

Q. 引っ越した場合には、支給を受けられますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日(令和2年3月31日)時点での居住市町村(特別区含む)から支給されますので、4月1日以降転居された方は、基準日に住民登録していた市町村にお問い合わせください。

新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、支給を受けられますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者(DV加害者)が受けている場合についても、松伏町で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、支給を受けられますか？

A. 児童養護施設等に支給することになります。

イベント、公共施設の使用等の実施可否について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、掲載イベント・講座等について中止、公共施設の休所・休館又は使用制限の措置を取らせていただく場合があります。

開催中止が決定しているイベント等

・サマーキャンプ(8月) ・子育て支援事業「もうすぐ七夕 笹かざりをつくりましょう」(7/3)

最新の情報につきましては、順次町ホームページ等でお知らせをしますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願ひします。

また、町ホームページ等で確認が取れない場合は、各開催元や各担当へお問い合わせください。

大雨の準備は万全ですか



問合せ
総務課 庶務防災担当
☎991-1895

近年の雨は、局地化や激じん化しており、予想困難で被害も大きくなる傾向にあります。台風や大雨などは地震と違い、天気予報などの情報から被害が発生する前に備えることができます。これから大雨の季節です。突然の大雨に慌てないために家族で水害対策について相談し、事前の準備をしましょう。

正確な情報を知ろう

町からの災害に関する情報は防災行政無線やマップメールなど様々な方法で発信します

●マップメール登録アドレス
t-matsubushi-mail@sg-m.jp



●テレドーム ☎990-9012
テレホンサービスにより防災行政無線の放送内容を確認することができます。

●Yahoo! 防災速報アプリの活用
地震・豪雨などの災害情報から気象警報、防犯情報など幅広い情報をいち早く入手できます。



●「緊急速報メール」で洪水情報を受信
江戸川や中川など国が管理する河川で氾濫の危険が高まったとき、緊急速報メール(エリアメール)が自動で発信されます。メールを受信したら、雨の降り方や河川の水位を「川の防災情報」で確認しましょう。
問合せ 国土交通省江戸川河川事務所
☎04-7125-7311



●防災情報は地デジデータ放送をチェック
NHKにチャンネルを合わせ「dボタン」を押せば、雨量や河川の水位、避難所開設状況などが表示されます。

土のうの無償提供



集中豪雨や台風による冠水等の発生に備えて、土のうが必要なご家庭に配布を行っています。突然の大雨に慌てないために、できる限り早めの対応を心がけましょう。

・土のうが必要な方は、役場まで直接取りに来てください。(原則として、一世帯あたり10袋程度提供)

※時間外の対応や取り置き、配達はありません。なお、身体的な理由などで役場に取りに行けない方は、総務課にご相談ください。

・配布後の土のうの管理は、皆さんご自身をお願いしております。再利用又は自己処分をお願いします。

降雨等により警戒体制の時は、提供できない場合がありますので、土のうが必要な方は事前に総務課へお越しく下さい。

台風や大雨が予想される場合は

- ・家の周りの吹き飛ばされそうなものを片付ける
- ・非常用の飲料水や食料を備蓄する
- ・常備薬や粉ミルク、おむつなどを買い足す
- ・浸水被害等を受けないように家電製品や貴重品は2階に移動させる
- ・いつでも避難できる服に着替え、非常持出袋を用意する

洪水ハザードマップを確認しよう

洪水ハザードマップには、河川の氾濫時の浸水範囲や水深の他、過去の道路冠水状況や緊急避難場所などが掲載されています。(町ホームページで閲覧できます。)



現在配布している地震・洪水ハザードマップは、2009年作成のものです。

まるごとまちごとハザードマップ



地域の洪水に関する情報の普及と、日頃から洪水への意識を高めることを目的として、居住地域を「まるごとハザードマップ」とみたと、生活空間である市街地の電柱や公共施設の壁面に、河川が氾濫した場合の想定浸水深の表示板を町内60か所に設置しています。

災害時の避難所における感染拡大防止にご協力をお願いします

新型コロナウイルス感染症がまん延する状況において災害が発生し、避難所を開設する場合には、「感染のリスクが高い環境での生活」になります。

町としても感染拡大防止に努めてまいります。町民の皆様にも次の対応をお願いします。

(1) 親戚や友人の家等への避難の検討

避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討してください。

(2) 避難をする場合に持参をお願いしたいもの

マスク、体温計、アルコール消毒液、除菌シート、水、食料、日用品、常備薬など

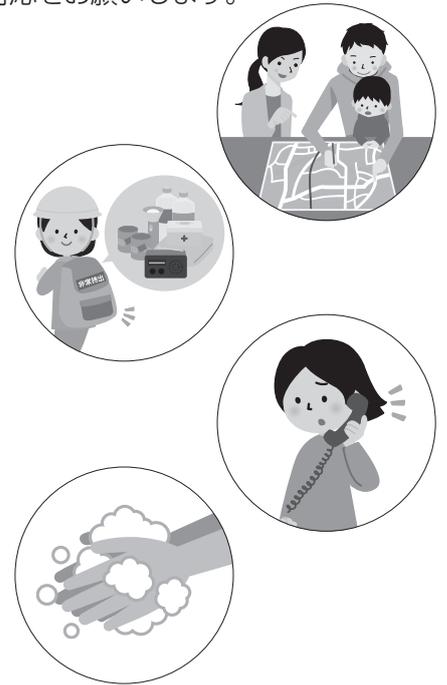
(3) 避難する前に健康状態の確認

避難所内の感染拡大を防ぐため、次の症状などがある方は、避難所への避難を控え、春日部保健所(帰国者・接触者相談センター ☎048-737-2133)に連絡し、担当者の指示を受けてください。

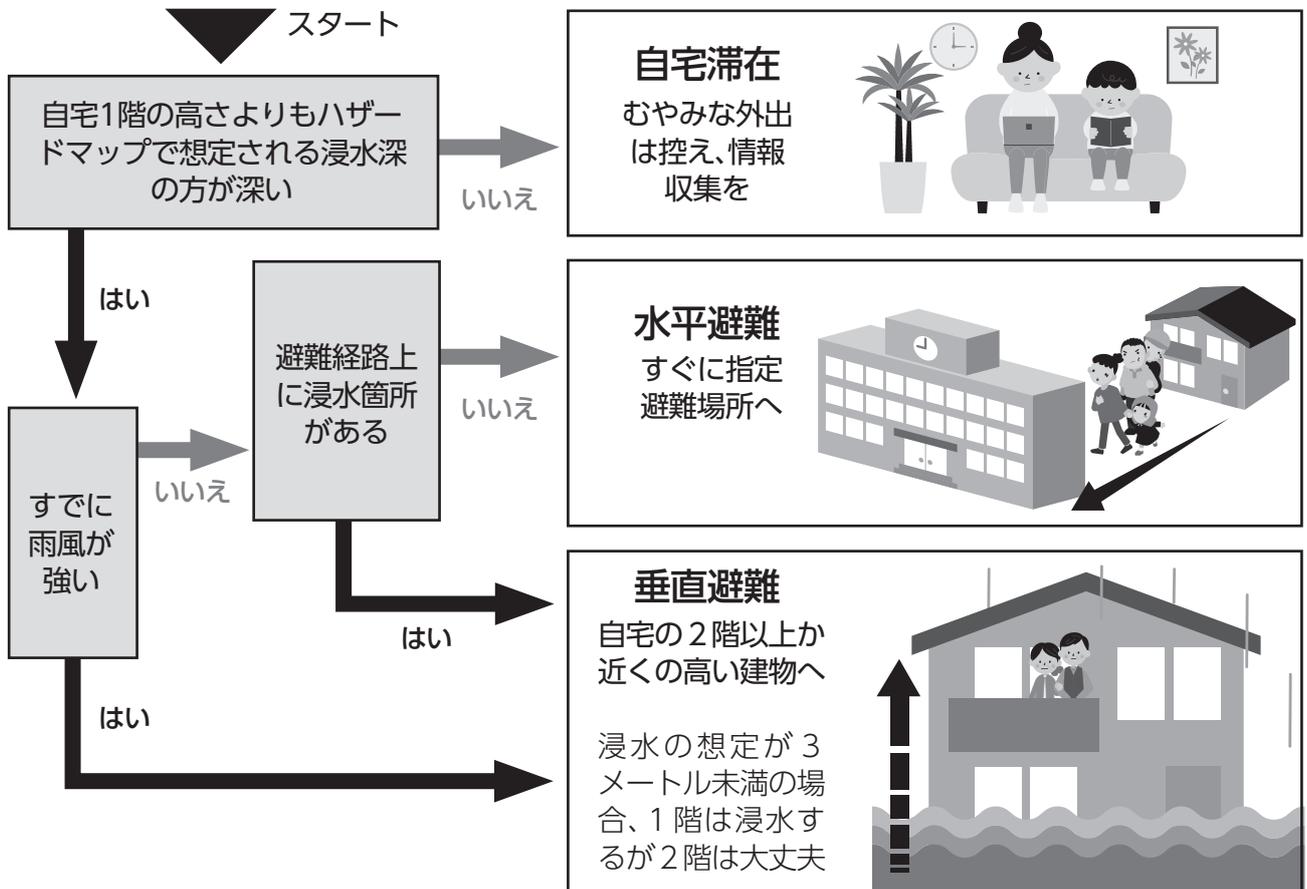
- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・高齢者の方や基礎疾患のある方、比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(4) 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者は頻りに手洗いをするとともに、マスクの着用や咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底してください



避難行動フローチャート まずは洪水ハザードマップを確認！



雨が強い時や道路が浸水している時は、避難場所へ移動することがかえって危険になる場合があるので、二つの避難行動を適切にとれるようにしましょう。